

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (24) 3
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 (25) 3
- 世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 (26) 3
- 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例 (27) 3
- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (28) 3
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 (29) 7
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (30) 7
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (31) 8
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (32) 11
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (33) 11
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (34) 12
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 (35) 12
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (36) 12
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (37) 15
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (38) 16
- 世田谷区地域行政推進条例 (39) 16
- 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例 (40) 18
- 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 (41) 18
- 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例 (42) 20
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例 (43) 20
- 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (44) 21
- 世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例 (45) 21
- 規 則**
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 (85) 21
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を

- 改正する規則 (86) 22
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (87) 22
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (88) 22
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (89) 22
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (90) 23
- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (91) 23
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (92) 23
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (93) 24
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 (94) 24
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (95) 25
- 世田谷区学童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則 (96) 25
- 訓 令 甲**
- 世田谷区における建築主事の確認等に関する事務の執行順位に関する規程の一部改正 (24) 25
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正 (25) 25
- 告 示**
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (686) 25
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (687) 25
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (688) 25
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (689) 26
- 地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示 (690) 26
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の告示 (691) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (692) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (693) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (694) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (695) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (696) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (697) 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (698) 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (699) 27

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (700) 27
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (701) 27
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (702) 27
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (703) 27
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (704) 27
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (705) 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (706) 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (707) 27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (708) 27
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (709) 27
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (710) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (711) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (712) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (713) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (714) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (715) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (716) 28
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (717) 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (718) 28
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (719) 28
- 令和4年第3回世田谷区議会定例会招集の告示 (720) 29
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (721) 29
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (722) 29
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (723) 29
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (724) 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (725) 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (726) 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (727) 30
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (728) 30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (729).....30	示 (757).....33	6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (23)39
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (730).....30	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (758)33	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (24)39
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (731).....30	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (759)33	告 示 (農)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (732).....30	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (760).....33	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (9).....39
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (733).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (761).....33	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (734).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (762).....33	条 例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (735).....30	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (763).....33	次に掲げる条例を公布する。 令和4年9月30日 世田谷区長 保坂展人
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (736).....30	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (764).....34	世田谷区条例第24号 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (737).....31	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (765).....34	世田谷区条例第25号 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (738).....31	○世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価の改正の告示 (766).....34	世田谷区条例第26号 世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (739).....31	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (767)35	世田谷区条例第27号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (740).....31	○地方自治法に基づく予算の公表 (768)35	世田谷区条例第28号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (741).....31	公 告	世田谷区条例第29号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (742).....31	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (71)35	世田谷区条例第30号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (743).....31	○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (72)35	世田谷区条例第31号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (744).....31	○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく理事長の氏名及び住所の公告 (73)36	世田谷区条例第32号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (745).....31	○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告 (74)36	世田谷区条例第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (746).....32	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (75)36	世田谷区条例第34号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (747).....32	○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく予防接種実施の公告 (76)36	世田谷区条例第35号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (748).....32	○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (77)36	世田谷区条例第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (749).....32	規 則 (教)	世田谷区条例第37号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (750).....32	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (11)38	世田谷区条例第38号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (751).....32	○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (12)38	世田谷区条例第39号 世田谷区地域行政推進条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (752).....32	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (13)38	
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (753).....32	告 示 (選)	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (754).....32	○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (22)39	
○世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示 (755)33	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく平成24年9月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、	

世田谷区条例第40号

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第41号

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

世田谷区条例第42号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第43号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第44号

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第45号

世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この条例による改正後の世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の120の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の120の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の125の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の125の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表の131の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長

期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないとき」に、「又は改築しようとする場合」を「若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合」に改め、同表の132の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「又は改築する際に認定を受けたもの」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたもの」に改め、同表の134の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の131の項、132の項及び134の項の改正規定 令和4年10月1日

世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例(昭和26年12月世田谷区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に適用を受ける給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)第5条第1項各号に掲げる給料表における給料月額をいう。)」に改め、「除く。)」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和59年3

月世田谷区条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条-第5条)
- 第3章 管理監督職務上限年齢制(第6条-第13条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第14条・第15条)
- 第5章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで、及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由に引き続き該当する」に、「特別区人事委員会」を「人事委員会」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に、「期限を」を「当該期限を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職

員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由に該当しなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「特別区人事委員会規則」の次に「(以下「人事委員会規則」という。)」を加える。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)第9条の2第1項に規定する職員が占める職(別表に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師(同条例第5条第1項第2号イに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員をいう。)が占める職を除く。)及び幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)第10条第1項に規定する職員が占める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) その職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第12条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢がその職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) その職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職

職員」という。)の他の職への降任等を併せてする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由に引き続き該当すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をするべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職

として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第11条において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させることができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由に引き続き該当すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第10条 前条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第11条 第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第12条 任命権者は、第9条の規定により

異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。
(異動期間の延長事由に該当しなくなった場合の措置)

第13条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由に該当しなくなったと認めるときは、その職員を他の職への降任等をさせるものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第14条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この章において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

2 任命権者は、前項の規定による採用(以下この条において「定年前再任用」という。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

3 任命権者は、年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第15条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合(特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十

三区清掃一部事務組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条(第1項本文を除く。)の規定を準用する。

第5章 雑則

第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付則に次の3項を加える。
(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第28号)による改正前の職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第3条ただし書に規定する職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、「65年」とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日から同日の属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)の末日までの期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中「第3条関係」を「第6条関係」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3条及び第13条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成13年3月世田谷区条例第7号)は、廃止する。

(準備行為)

第3条 第14条第4項及び附則第5条第5項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

第4条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由に引き続き該当すると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことできない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達し

<p>ている職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。</p> <p>3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者</p> <p>(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>(3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</p> <p>(4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの</p> <p>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者</p> <p>(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又</p>	<p>は第2項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>(3) 施行日以後に新条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>(4) 施行日以後に新条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>(5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</p> <p>(6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの</p> <p>3 前2項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項及び次項において「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。</p> <p>4 定年退職者等（第1項各号及び第2項各号に掲げる者をいう。）が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容</p> <p>(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日</p> <p>(3) 暫定再任用に係る勤務地</p> <p>(4) 暫定再任用をされた場合の給与</p> <p>(5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項</p> <p>6 第1項若しくは第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項若しくは第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</p> <p>7 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価</p>	<p>の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。</p> <p>8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</p> <p>第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第15条第1項に規定する組合をいう。次項及び附則第8条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>3 前2項の場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。</p> <p>第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第14条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職</p>
---	--	--

でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第12条において同じ。)に達しているもの(新条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新条例第15条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第10条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)第11条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5条から第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第12条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第14条第1項に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同

日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年再任用短時間勤務職員)を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

第13条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続き」を「引き続き」に、「期限」を「その期限」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

附則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次号において「定年再任用短時間勤務職員」という。))に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 非常勤職員(定年再任用短時間勤務職員を除く。)

第2条第2項第3号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5

号とし、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月世田谷区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)第2条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの
- (3) 職員の給与に関する条例第19条第1項に定める給与を支給される職員(以下「育児休業に伴う臨時的任用職員」という。)のうち、その勤務形態が前2号に掲げる職員に準ずるもの

2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの

(以下「任期の定めのない職員」という。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となったとき。

- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの(以下「任期の定めのある職員」という。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となったとき。

- (3) 前条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となったとき。

- (4) 前条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となったとき。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のその月の勤務日数(常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。)が18日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第7条第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。第7条の3中「10年」を「15年(職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあっては、10年とする。)」に改める。

第8条中「又は第10条」を「、次条又は第10条」に、「又は第5条」を「又は第5条及び第10条」に改め、「計算した額」の次に「の合計額」を加える。

第9条第1項中「、第5条から第7条まで」を「、第5条から第7条の4まで」に改め、同条第2項中「、第5条から第7条まで」を「、第5条から第7条の4まで」に、「期間を」を「期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにおいては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)」を「」に改める。

第10条第2項中「当該」を「その」に改め、同条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲

る期間を除く。)以外の期間における週休日等(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日)以外の日をいう。)のあった月を除く。)をいう。

第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間
- (6) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間

第10条の次に次の1条を加える。

(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)

第10条の2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条において「他の職への降任等」という。)をされた職員(同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群に属する他の管理監督職に降任した職員その他の世田谷区規則で定める職員(以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。)を含む。)について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日(他の管理監督職に降任した職員等にあっては、世田谷区規則で定める日)において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額(以下「降任等前退職手当の調整額」という。)に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額(降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額)をその者の退職手当の調整額とする。

第11条第2項中「月数」の次に「(第2条第1項第3号に掲げる職員にあっては、引き続き常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)」を加え、同条第3項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となったとき。
- (2) 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又

は任期の定めのある職員となったとき。

(3) 第2条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合(第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又は育児休業に伴う臨時的任用職員となったとき。

(4) 育児休業に伴う臨時的任用職員(第2条第1項第3号に掲げる職員を除く。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となったとき。

第11条第4項中「前条第4項」を「第10条第4項」に改め、「要しなかった期間」の次に「、自己啓発等休業をした期間(その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の世田谷区規則で定める要件に該当しない場合における自己啓発等休業の期間に限る。)」を加え、同条第5項中「東京都の」を「都職員等(東京都の)に、「(規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となった者(その他の)」のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給対象であったものをいう。以下同じ。)から引き続いて職員となった者(世田谷区規則で定める者を除き、その他の)に、「認める者」を「認めるもの」に、「なったもの」を「なった者」に改める。

第13条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「第4項」を「次項」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他世田谷区規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして世田谷区規則で定める職員が世田谷区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定により算定される期間に算入しないに改め、同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条中「職員が」を「職員(世田谷区規則で定める者を除く。)が」に改め、同条ただし書中「定められているとき」の次に「その他世田谷区規則で定めるとき」を加える。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任

用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第21条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

付則第5条第2項中「第5条から第10条まで」の次に「(付則第13条第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第6条第1号中「第5条から第9条まで」の次に「(付則第13条第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第11条中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付則に次の1条を加える。
(職員の定年の引上げに伴う経過措置)

第13条 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は付則第13条第1項」とする。

2 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

3 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年(職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあっては、10年とする。)を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

4 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「世田谷区規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で世田谷区規則で定めるもの、世田谷区規則で定めるところ」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるの

は「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年(職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあっては、10年とする。)を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

5 職員の給与に関する条例附則第11項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定による職員の給料月額の変改は、給料月額の変改に該当しないものとする。

6 当分の間、職員の給与に関する条例附則第11項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額(その者が職員の給与に関する条例附則第11項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用(以下「7割措置」という。)を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。))に係る減額日(以下「7割措置日」という。))と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額(以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。)(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額(その者の7割措置日前におけるその他の措置(給料月額の変改以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。))を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。))があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日以前の退職手当の基本額(その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。))の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額(その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。))に係る減額日のうち最も遅い日

世田谷区公報

<p>の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額が</p>	<p>あり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。))並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となった7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。)の合計額」と、同項第2号ロ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7</p>	<p>割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合(その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。))とする。 7 第4項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---	---	--

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第13条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置前給料月額」という。)
	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。)
	の7割措置日前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額
	及び7割措置日後の特定減額前給料月額を	並びに7割措置日後の特定減額前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額」という。)を
	7割措置前給料月額に	割増後の7割措置前給料月額に
付則第13条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
付則第13条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第2号ロ	の7割措置日後の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額
	7割措置前給料月額	割増後の7割措置前給料月額

<p>8 当分の間、職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受ける職員(付則第8条の規定の適用を受ける者を除く。)に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「第7条の4まで」とあるのは「第7条の4まで(付則第13条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する世田谷区規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する世田谷区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する世田谷区規則で定める額(同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調</p>	<p>整額の額に相当する世田谷区規則で定める額)と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する世田谷区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する世田谷区規則で定める額)と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する世田谷区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。 9 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第2項の規</p>	<p>定の適用については、同項中「第5条から第7条の4までの規定」とあるのは「第5条から第7条の4まで(付則第13条第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったもの</p>
---	---	---

にあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。)を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第3条、第7条及び第8条の改正規定、第9条の改正規定(「第5条から第7条」を「第5条から第7条の4」に改める部分に限る。)、第11条の改正規定(「前条第4項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。)、第13条の改正規定(同条第8項第5号の改正規定を除く。)、第14条及び付則第11条の改正規定並びに次項、第4項及び第5項の規定 公布の日
 - (2) 第13条第8項第5号の改正規定 令和4年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、前項ただし書第1号に定める日から令和5年3月31日までの間に限り、同条第1項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」とする。
- 4 改正後の条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の世田谷区規則で定める職員に該

当するに至つた者について適用する。
5 改正後の条例付則第11条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であつて、同法第22条の4第1項に、「職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「もの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条、第5条第2項、第13条第1項及び第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月に到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引

き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

- (イ) 勤務日の日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- ア その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合において第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、世田谷区規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月に到達日

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日(以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として世田谷区規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、世田谷区規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子

について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1号を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第7条第2号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号に掲げる職員

第14条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条の規定及び次項の規定 令和4年10月1日

(2) 第2条の規定及び附則第3項の規定 令和5年4月1日

(経過措置)

2 前項第1号に定める日前に、第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第1項第5号の規定による申出をした職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条

例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「者(以下「再任用短時間勤務職員」を「もの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書、第5条、第6条第2項及び第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年10月世田谷区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この条例による改正後の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の規定を適用する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように

改正する。
第6条第7項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条第8項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「欄に掲げる給料月額」を「項に定める基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第6条の3を削る。
第15条第4項及び第18条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第3項、第21条の4第3項及び第21条の5第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第9項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第6条第8項の規定により算出した」に改め、附則に次の8項を加える。

- 11 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
 - (2) 医療職給料表（一）の適用を受ける

職員
(3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

14 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適

用を受ける職員（附則第13項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員との給料月額は、当分の間、人事委員会が定めるところにより、附則第11項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

16 附則第13項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会が定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

17 当分の間、附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する分限条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、分限条例第2条第2項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）附則第11項の規定による場合のほか、職員」と、分限条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第11項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第11項の規定による降給は、この限りでない」と、分限条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第11項の規定による降給は、この限りでない」とする。

18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項及び第13項の規定による給料月額の算出の方法その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1イ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表イ再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

別表第1ロ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表ロ再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	212,000	223,200	244,000	274,700

別表第2イ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表イ再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員	294,500	355,300	416,100
---------	---------	---------	---------

別表第2ロ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表ロ再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

別表第2ハ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表ハ再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第11項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(改正後の条例附則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。))とする」とする。

- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の条例附則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第15条第4項及び第18条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第21条第3項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第21条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。(委任)
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

- 項は、特別区人事委員会が定める。(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。
 - 附則第5項から第8項までを次のように改める。
 - 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下「同一給料表適用特定職員」という。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)の給料月額は、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。
 - 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(同一給料表適用特定職員を除く。)であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
 - 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
 - 8 同一給料表適用特定職員(改正後の条例別表第1ロに掲げる行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法

(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表再任用職員の項2級の欄に定める給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年11月世田谷区条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額を」により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額に改める。

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

8 同一給料表適用特定職員(改正後の条例別表第1ロに掲げる行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。))及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表定年前再任用短時間勤務職員の項2級の欄に定める基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)) (改正後の条例附則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)と

する。
附則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。))とする」とする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条第7項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」を「その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第7条の3を削る。

第20条第4項及び第22条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項、第30条第3項、第31条第2項及び第32条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第7条中「前条」を「第6条」に改め、同条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

(職員の定年の引上げに関する経過措置)
第7条 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められて

いる場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第1項の規定の適用を受ける職員(第3項に規定する職員を除く。))に限る。)であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会が定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第3項又は前項の規定により算出した

世田谷区公報

<p>差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する分限条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の</p>	<p>規定の適用については、分限条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、分限条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、分限条例第7条中「とす</p>	<p>る」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。</p> <p>8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項及び第3項の規定による給料月額の算出の方法その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。</p>
---	--	--

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,400	268,200	291,300	330,300

<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」。</p> <p>5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下</p>	<p>「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。</p> <p>7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。</p> <p>8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤奨手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (委任)</p> <p>10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</p> <p style="text-align: center;">職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「490円」を「950円」に改める。</p> <p>附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。 (児童相談所業務手当の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。</p> <p style="text-align: center;">世田谷区地域行政推進条例 目次 前文 第1章 総則（第1条－第3条） 第2章 地域行政制度の改革 第1節 基本方針（第4条） 第2節 まちづくりセンター等の機能の充実強化（第5条－第10条） 第3節 総合支所の機能の充実強化（第11条－第15条） 第4節 本庁の計画策定等に係る必要な措置（第16条） 第5節 区の体制の強化（第17条・第18条） 第3章 地域行政推進計画等（第19条・第20条） 第4章 雑則（第21条） 附則 世田谷区では、昭和53年の世田谷区基本構想を起点とし、「打てば響くまちづくり」を目指して、区の制度・組織の変革について検討を開始した。 約13年間にわたる検討と準備期間を経て、</p>
---	---	---

平成3年に、都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実を挙げるため、区は、区内を適正な区域に分けて地区及び地域の行政拠点と設け、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施する仕組みとして、地域行政制度を導入し、地区に出張所を、地域に総合支所を設置し、本庁との三層制のもとに区政運営を開始した。

地域行政制度の導入後は、保健福祉や街づくりに関する事業の地域展開を行うとともに、平成17年には、行政経営改革の取組のもとで、窓口サービスの効率化と地区まちづくり支援の強化を目指し、27箇所の出張所の窓口事務を7箇所の出張所に集約し、その他の20箇所を主に地区まちづくりの支援を行うまちづくり出張所とする出張所改革を行った。その後、名称をまちづくりセンターとし、身近なまちづくり活動の支援や地区防災力の向上、車座集会等での区民との対話等に取り組み、地区及び地域の実態に応じた行政サービスの提供とまちづくりの支援を進めてきた。また、地域包括ケアの地区展開により、身近な地区における相談支援体制を整備し、住民同士が支え合う地域社会づくりに向けた取組を進めるとともに、子どもに係る身近な相談や見守り等の中核的な役割を果たす児童館の整備を全地区において進めることとした。

しかし、高齢化の進展、単身世帯の増加等の世帯構成の変化、気候変動等による災害の多発等に伴い、地域社会での支え合いの重要性が再認識される一方で、働き方の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大、情報通信技術の急速な発展等を背景に、人と人との関わり方も変化しており、防災や防災、介護、子育て、社会的孤立、貧困等多岐にわたる地域社会の課題の解決に向けて、身近なところでの区民生活の支援の必要性が高まっている。

区は、地区及び地域の実態に即した取組を促進する体制を整備することにより、区民に身近なところで多様な相談や手続きに対応する窓口の実現をはじめとした行政サービスの改革を行うとともに、区民が区政について意見を述べ、まちづくりに取り組む住民自治を進め、安全・安心で暮らしやすい地域社会の実現を目指さなければならない。

このような状況を踏まえ、区政運営の基盤である地域行政制度について、地区がその要となるよう改革するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定めることにより、区が、区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び区内に存する学校に在学する者並びに町会・自治会、商店街、学校、事業者その他の区内でまちづくりに取り組む団体をいう。
- (2) まちづくり 防災、防犯、福祉及び環境に係る課題その他の地域社会における課題の解決を図り、より暮らしやすいまちをつくるための取組をいう。
- (3) まちづくりセンター 世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)第1条のまちづくりセンターをいう。
- (4) まちづくりセンター等 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項の地域包括支援センターであって、区の委託を受けた法人が区内に設置するものをいう。)及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会をいう。
- (5) 地区 世田谷区出張所設置条例別表第2に規定するまちづくりセンターごとの所管区域をいう。
- (6) 地域 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例(平成2年11月世田谷区条例第46号)別表に規定する総合支所ごとの所管区域をいう。
- (7) 地域包括ケアの地区展開 地区において、まちづくりセンター等及び児童館が連携して、地域包括ケアシステム(高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者等に対する医療、介護、住まい、生活等の支援が包括的に確保される体制をいう。)による支援を推進することをいう。
- (8) 総合支所 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例第1条の支所及び世田谷区出張所設置条例第1条の出張所をいう。
- (9) 児童館 世田谷区立児童館条例(昭和38年11月世田谷区条例第26号)第1条の児童館をいう。
- (10) 本庁 区長部局に属する機関(総合支所、まちづくりセンター及び世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)第27条第1項の事業所を除く。)並びに世田谷区教育委員会、世田谷区選挙管理委員会及び世田谷区農業委員会をいう。

(区の責務)

第3条 区は、まちづくりセンターを区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、総合支所を次条第2号に規定する地域経営を担う地域の行政拠点として位置付け、地区及び地域において区民が必要な行政サービスを利用することができる環境及び区政に関する意見を述べることができる環境の整備並びに区民がまちづくりに取り組むための必要な支援を行わなければならない。

第2章 地域行政制度の改革

第1節 基本方針

第4条 区は、次に掲げる基本方針に基づき、地域行政制度の改革を推進しなけれ

ばならない。

- (1) まちづくりセンターは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、多様な相談及び手続きに対応する窓口を担うとともに、地区の実態に即した取組の実施及びまちづくりの支援を行うこと。
- (2) 総合支所は、地域の行政拠点として、地域経営(総合支所の所管する業務の専門性を生かして、地域の実態を把握し、及び地域における社会資源を活用することにより、計画的に地域の課題の解決に当たることをいう。以下同じ。)を担うとともに、まちづくりセンターの取組の支援を行うこと。
- (3) 本庁は、社会状況の変化及び地域経営の内容を踏まえた施策の立案等を行い、並びにまちづくりセンター及び総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施するとともに、適切な政策手法の活用及び資源の配分を行うことにより、効率的かつ効果的な区政運営を行うこと。
- (4) まちづくりセンター及び総合支所が区民の意見を聴き、これを区政に反映する仕組みを強化すること。
- (5) デジタル技術の活用による業務の变革を推進し、区民の利便性の向上及び区政への区民参加の促進を図るとともに、デジタル化への対応が困難な区民その他の行政からの情報を受け取ることが困難な区民への必要な支援を行うこと。

第2節 まちづくりセンター等の機能の充実強化

(行政サービスの機能の充実強化)

第5条 まちづくりセンターは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、関係所管との必要な調整を行い、区民からの多様な相談及び手続きへの対応の強化を図るものとする。

2 まちづくりセンターは、総合支所、本庁等との連携のもと、情報通信技術を活用し、相談、手続等の行政サービスの充実を図るものとする。

(広報聴機能の充実)

第6条 まちづくりセンターは、情報通信技術等の多様な手段を用いて、地区におけるまちづくりに係る情報の区民への発信及び区民との情報の共有を図るとともに、区民との対話により地区における多様な意見を把握し、これを生かしてまちづくりの促進及び行政サービスの充実を図るものとする。

(まちづくりの支援機能の強化)

第7条 まちづくりセンターは、町会・自治会による住民相互の支え合いその他の区民による活動を支えるため、まちづくりに係る学習の機会の提供、活動の場の確保、情報の発信等に関する支援の強化を図るものとする。

2 まちづくりセンターは、まちづくりの支援及び交流の機会づくりを通して、区民、区の公共施設並びに国及び東京都の機関の相互連携の促進を図るものとする。(防災に係る機能の強化)

第8条 まちづくりセンターは、地区における災害への対応力を高めるため、地区における防災情報の発信、防災に関する学習の機会の提供及び地区防災計画の作成の支援により、区民の防災意識及びコミュニティを基礎とした助け合いの意識の向上並びに防災活動への参加の促進を図るものとする。

2 まちづくりセンターは、前条第2項の規定による相互連携を区民が防災活動に生かすことができるよう支援するとともに、避難所運営訓練、防災訓練その他の区民の防災活動に対する支援の強化を図るものとする。

（地域包括ケアの地区展開に係る機能の充実）

第9条 まちづくりセンター等は、地域包括ケアの地区展開のため、総合支所、本庁等との連携のもと、情報通信技術を活用し、相談、手続等の福祉の相談窓口における機能の充実を図るものとする。

2 まちづくりセンター等及び児童館は、地域包括ケアの地区展開のため、地区における福祉に係る課題の解決のために必要な人材、場所、情報、技術等の社会資源の開発及び区民との協働による福祉に係るまちづくりの促進を図るものとする。（課題解決に係る総合調整機能の強化）

第10条 まちづくりセンターは、地区の状況及び課題を明らかにし、これを区民と共有するとともに、課題への取組を立案し、区民、総合支所等との調整を行う総合調整機能を強化することにより、課題の解決を図るものとする。

第3節 総合支所の機能の充実強化

（業務の専門性の強化等）

第11条 総合支所は、行政サービスを区民に総合的に提供する拠点として、その所管する業務の専門性の強化等を行うものとする。

（行政サービスの機能の充実）

第12条 総合支所は、まちづくりセンター、本庁等との連携のもと、情報通信技術を活用し、相談、手続等の行政サービスの充実を図るものとする。

（まちづくりセンター等の支援機能の強化）

第13条 総合支所は、第5条から第8条まで及び第10条に規定するまちづくりセンターの機能の充実強化並びに第9条に規定する地域包括ケアの地区展開に係る機能の充実を図るため、その所管する業務の専門性を生かした支援の強化を図るものとする。

2 総合支所は、その地域内においてその職員が担当する地区を定めることにより、当該地区におけるまちづくりの状況を把握するとともに、まちづくりセンター等の職員と連携し、まちづくりの支援、相談等への対応の強化を図るものとする。（まちづくりの支援機能の強化）

第14条 総合支所は、地域における区民のまちづくりに係る活動を支えるため、その活動の活性化等に係る学習の機会の提供、活動の場の確保等に係る公の施設の運営その他の必要な支援の強化を図るものとする。

のとする。
2 総合支所は、前項に規定する活動について、必要な情報を提供し、及び区民間の情報共有を支援することにより、区民のまちづくりにへの理解を深めるとともに、まちづくりに係る活動の相互連携の促進を図るものとする。

（課題解決に係る措置）

第15条 総合支所は、多様な区民参加の機会を設け、区民の意見並びに地区及び地域の課題を把握し、施策の立案等に係る本庁との協議その他の必要な措置を講じ、課題の解決を図るものとする。

第4節 本庁の計画策定等に係る必要な措置

第16条 本庁は、区政運営に係る計画を策定し、又は施策を立案する際には、地域行政制度の意義及び目的を踏まえ、地域の実態に即した計画又は施策となるよう、総合支所との協議その他の必要な措置を講じるものとする。

第5節 区の体制の強化

（組織の整備）

第17条 区長は、第2節に規定するまちづくりセンターの機能の充実強化及び第3節に規定する総合支所の機能の充実強化のために、まちづくりセンター及び総合支所にその権限に属する事務を適切に配分するとともに、その事務を効率的に行うことができるよう、区の組織の整備を図るものとする。

（人員体制の強化）

第18条 区長は、第2節に規定するまちづくりセンターの機能の充実強化のために職員の育成を図るとともに、人員の配置上の配慮、応援体制の整備、専門的な知識経験を有する者の活用その他のまちづくりセンターの体制の強化を図るものとする。

第3章 地域行政推進計画等

（地域行政推進計画）

第19条 区長は、地域行政の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「地域行政推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 区長は、地域行政推進計画の策定に当たっては、地区及び地域の実態に即した参加と協働によるまちづくりの促進に資する計画となるよう、区民の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 区長は、地域行政推進計画に基づく地域行政の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、毎年、公表しなければならない。

（区民の意見聴取）

第20条 区長は、地域行政の推進に関する状況について、定期的に、区民の意見を聴く機会を設けなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立保健福祉センター条例（平成8年12月世田谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「及び」の次に「35号並びに」を加える。

第2条 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び35号並びに」を「東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号及び」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は令和4年10月11日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

目次

前文
第1章 総則（第1条―第8条）
第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策（第9条―第12条）
第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策（第13条―第20条）
第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策（第21条・第22条）

附則

障害者の権利に関する条約が、平成18年12月に第61回国際連合総会で採択され、平成20年5月に発効しました。国は、この条約の「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という障害の社会モデルの考え方、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」という考え方、「自己の人生を選択し、コントロールする自由をもって、自立した生活を営み、地域社会を受け入れられること」をいう「自立した生活及び地域社会への包容」の考え方を基に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめとした法制度の整備等を行ってきました。さらに、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進することをはじめとした持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。国際社会の目標として、誰も置き去りにしない社会、いわゆる、インクルーシブ社会の実現が求められています。

世田谷区では、せたがやノーモライゼーションプランに基づき、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消等のための施策に計画的に取り組んできました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を障害に対する理解を促進する大きな機会と捉え、国から先導的共生社会ホストタウンの認定を受けて「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「パラスポーツの推進」及び「心のバリアフリー」を柱とする様々な取組を推進してきました。

しかし、障害者等を取り巻く現状においては、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの保障のより一層の推進といった課題があります。

世田谷区は、これらの課題の解決に必要な施策を総合的に講じ、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの推進に関する基本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある者又は障害のある者に当たらない者であって日常生活若しくは社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものにとり、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のものをいう。
- (4) 障害者 障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (5) 障害者等 障害者及び障害者に当たらない者であって日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう。
- (6) 障害に対する理解 障害及び障害者についての誤解、障害者に対する偏見等を解消し、障害者、その家族等の心情に配慮することをいう。
- (7) 障害の社会モデルの考え方 障害者が日常生活又は社会生活において受け

る制限は、障害のみに起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるという考え方をいう。

- (8) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (9) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (10) 障害者団体 障害者、その家族又は支援者により構成された団体をいう。
- (11) 意思疎通等の手段 手話、要約筆記、点字、音声、筆談、代読代筆、音声コード、拡大文字、触手話、指点字、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、図画その他の障害者等が情報を取得し、若しくは利用し、又は他人との意思疎通を図るための手段をいう。
- (12) 情報コミュニケーション 意思疎通等の手段により、円滑に情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組の基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民は、障害の有無にかかわらず、基本的人權を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- (2) 区民は、障害を理由とする差別に加えて、性別、性の多様性その他の事由又はこれらが複合した状態に起因して困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (3) 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のために、地域社会は多様な人々により構成されているという基本的な認識を基に、全ての区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、並びに障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うこと。
- (4) 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他の日常生活に必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等の手段について選択の機会が確保されることによりその自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮することができる環境の整備が行われること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念ののっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、障害に対する理解を深め、適切に行動するために必要な施策
- (2) 区の職員が、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に向けた適切な支援を行うための基礎として、障害及び障害者に関する知識並びに障害の社会モデルの考え方を習得し、障害者、その家族等の心情を汲み取ることができるようになるために必

要な施策

- (3) 区の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者の障害の特性に応じて丁寧かつ適切な対応を行うために必要な施策
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の趣旨を踏まえた障害者の虐待の予防及び早期発見のために必要な施策
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者及びその養護者の支援を行うために必要な施策
- (6) 障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な施策
- (7) 障害者等の情報コミュニケーションの推進のために必要な施策

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念を踏まえ、次に掲げる取組を実施するように努めるものとする。

- (1) その事業活動及び事業所の運営において、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けて必要な措置を講ずる取組
- (2) 区が実施する障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた施策に協力する取組

(区民等の協力)

第6条 区民は、基本理念を踏まえ、障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。

2 障害者団体は、基本理念を踏まえ、障害者及びその家族の生活状況に基づく意見及び要望を把握し、必要に応じてこれらの者を支援する関係機関、区等へこれを伝達するとともに、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の実現に向けた取組に寄与するよう努めるものとする。

(障害を理由とする差別の禁止)

第7条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮)

第8条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人による意思の表明が困難な場合には、その家族、介助者その他のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うものを含む。）があった場合において、当該障害者等と建設的な対話を行うよう努めなければならない。

2 区及び事業者は、前項の対話の結果、その実施に伴う負担が過重でないときは、

障害者等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者等の性別等（生物学的な性別、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性的指向（恋愛及び性愛の対象についての指向をいう。）をいう。）、年齢、障害の状態その他の事由又はこれらが複合した状態に起因する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。

第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策

（意見聴取）

第9条 区は、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策を講ずるに当たり、障害者及びその家族の意見を聴く機会を設けるものとする。

（普及啓発等）

第10条 区は、区民及び事業者が障害に対する理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講じるものとする。

（教育の推進）

第11条 区は、区民が障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培い、並びに障害を理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去の重要性についての理解を深めるための教育を推進するものとする。

（相談対応）

第12条 区は、障害を理由とする差別及び合理的配慮に関して、区民その他関係者からの相談を受けるための専用の窓口を設けるものとする。

2 区は、前項に規定する相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- (1) その相談に係る事実の確認及び調査を行うこと。
(2) その相談に対して必要な助言又は情報提供を行うこと。
(3) その相談に係る差別の解消及び合理的配慮の提供を図るため、第1号の事実の確認及び調査の結果を踏まえた合理的配慮等をすべき者への働きかけその他の環境の調整を行うこと。
(4) 関係機関への通知その他連絡調整を行うこと。

第3章 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大のための施策

（地域での交流及び支え合いの推進）

第13条 区は、障害者等が安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、地域住民及び事業者による交流及び支え合いの活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（災害時における情報の提供等）

第14条 区は、障害者等を支援する事業者と連携し、災害時等において避難行動に支援を要する障害者等に対して、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

（支援体制の構築等）

第15条 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の障害の重度化及び高齢化並びに障害者等の家族その他の支援者による支援を受けることができなくなる事態に対して不安を抱く障害者等及びその支援者への支援を計画的に確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、障害者の地域生活の継続及び施設での生活から地域での生活への移行に寄与するグループホームその他の住まい、通所施設等の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

（医療的ケアに係る支援）

第16条 区は、国及び東京都と連携し、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。）に対する配慮及びその利用に係る支援が必要な者並びにその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築のために必要な施策を講ずるものとする。

（インクルーシブ教育の推進）

第17条 区は、インクルーシブ教育（障害のある子どもを含む全ての子どもが、一般的な教育制度から排除されずに、それぞれの子どもに必要な合理的配慮の下で、共に学び、共に育つことができる仕組みをいう。）の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（就労の支援等）

第18条 区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる場の創出その他の障害者等の就労を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、障害者等の就労を支援する機関と連携し、事業者が障害者等を雇用するに当たり必要となる障害、障害者及び障害の社会モデルの考え方に関する知識を培うことにより、当該事業者が障害に対する理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（参加及び活躍の場の創出等）

第19条 区は、障害者等が自らの意思に基づき、自身の特性に応じて参加し、及び活躍することができる場の創出及び拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動、スポーツ等の機会の創出）
第20条 区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会の創出その他の障害者等による多様な文化芸術活動、スポーツ等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策

（意思疎通等の手段の保障等）

第21条 区は、情報コミュニケーションの推進のため、意思疎通等の手段の保障及び普及啓発その他の障害者等の意思疎通等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（意思疎通等を支援する人材の養成）

第22条 区は、障害者団体及び関係機関と連携し、障害者等の意思疎通等を支援す

る者を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2世田谷区立烏山福祉作業所の項中「就労継続支援」を「生活介護 就労継続支援」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保護者の労働又は疾病等」を「その保護者の労働、疾病等」に改める。

第6条中「新BOP学童クラブへの入会を不相当と認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「の入会」を「への入会」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不相当と認めるとき。

第7条第1号中「第4条第1項」を「新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条」に改め、同条第2号中「偽り」を「児童の保護者が、偽り」に改め、同条第3号中「正当な」を「新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たす児童」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）」に改め、同項第1号中「労働」を「労働、疾病等の事由」に改める。

第12条を次のように改める。

（延長利用の申請等）

第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。

- (1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）
(2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）

3 区長は、延長利用の承認（以下「延長

利用承認」という。)に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。

4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。

第12条の次に次の2条を加える。

(延長利用の不承認)

第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。

(1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき(当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。)

(2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不適当と認めるとき。

(延長利用承認の取消し)

第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。

(1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき(当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。)

(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。

(3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。

(4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

第13条第1項中「月額1,000円の延長実施の」を「、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 月ぎめ利用 月額1,000円(児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円)

(2) 日ぎめ利用 日額200円(延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額1,000円)

附 則
この条例は、令和4年10月3日から施行する。

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区子どもの医療費の助成に関する

条例(平成4年6月世田谷区条例第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例

本則中「子ども」を「子ども等」に改める。

第1条中「及び児童」を「、児童及び高校生等」に改める。

第2条第1項第3号中「又はこれ」を「、又はこれ」に改め、「もの」の次に「(父及び母が共にその子である子ども等を保護するときは、当該父又は母のうちいずれか当該子ども等の生計を維持する程度の高い者)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(高校生等に係る特例)

第13条の2 第3条第1項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、何人からも監護されていない高校生等であって、その疾病又は負傷について同項に規定する給付が行われるものを対象者とするることができる。

2 前項の規定により高校生等を対象とする場合における第3条第2項、第5条、第7条第1項及び第11条の規定の適用については、第3条第2項中「保護者の保護する子ども等」とあるのは「子ども等」と、「当該保護者」とあるのは「当該子ども等」とあるのは「当該子ども等」と、第5条中「その保護する子ども等」とあるのは「当該対象者」と、第7条第1項中「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」と、「当該子ども等」とあるのは「当該対象者」と、第11条第1項中「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」と、「当該子ども等」とあるのは「当該対象者」と、同条第2項中「子ども等」とあるのは「当該対象者」とする。

附 則
1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に対象者(新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。附則第4項を除き、以下同じ。)の保護する子ども等(新条例第1条に規定する子ども等をいう。以下同じ。)の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に対象者の保護する子ども等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する

給付が行われた場合については、なお従前の例による。

3 新条例第13条の2第1項の規定により高校生等(新条例第2条第1項第3号に規定する高校生等をいう。)を対象者とする場合における前項の規定の適用については、同項中「以下同じ。」の保護する子ども等「新条例第1条に規定する子ども等をいう。以下同じ」とあるのは「以下同じ」と、「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」とする。

4 施行日の前日において、この条例による改正前の世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により医療費の助成に係る受給資格の認定を受けている対象者(旧条例第3条第1項に規定する対象者をいう。)で、施行日において対象者(新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。)に該当すべきものは、新条例第5条第1項の規定により医療費の助成に係る受給資格の認定を受けている者とみなす。

5 新条例第5条第1項に規定する受給資格の認定に係る申請の受理及び同条第2項の規定による医療証の交付又は認定の通知は、その者が施行日に対象者に該当することを条件として、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

世田谷区街づくり条例の一部を改正する条例
世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項第3号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和4年9月20日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第85号
世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第86号
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則
世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。
様式省略
附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区契約事務規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(令和2年11月世田谷区規則第120号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和4年9月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第87号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第88号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第89号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第90号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第91号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第92号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第93号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第94号

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第95号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第96号

世田谷区学童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に、「職員(以下「再任用短時間勤務職員」

を「もの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」)に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条の6の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。)」及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員等」という。))」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、「再任用職員」にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあっては「を削り、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の2第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項中「後8週間」を「以後1年」に改め、同条第4項及び第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の5第3項及び第5項並びに第24条の6第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条後段を削る。

別表第1中「第12条、第13条の6関係」を「第12条関係」に改める。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第13条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第28号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。))をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第

13条の6第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第28条中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第13条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第28号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。))をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第28条中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年1月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。第22条の2第3項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年3月世田谷区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の4の見出し及び同条前段中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条後段中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「第2条第3号イ」を「第2条第3号イ(ア)」に改め、同条を第1条の5とする。

第1条の3の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第1号中「第3条第6号」を「第3条第5号」に、「第2条第3号イ」を「第2条第3号イ(ア)」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第1条の4とする。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第1条の2の次に次の1号を加える。(条例第2条の3第3号及び第2条の4の世田谷区規則で定める特別の事情) 第1条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の世田谷区規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げるものとする。

第2条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4」

を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 条例第2条の4に規定する場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が1歳6か月に達する日以前の日である場合

第2条第2項ただし書中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

第3条及び第4条 削除

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、システムにより行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、育児休業承認請求書により行うことができる。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4に規定する場合に該当してしている育児休業

2 第2条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。第10条を次のように改める。

(条例第8条第6号の育児短時間勤務に係る計画書の提出)

第10条 条例第8条第6号の書面は、育児短時間勤務計画書(第3号の2様式)とする。

2 育児短時間勤務計画書は、条例第10条に規定する請求と同時に提出するものとする。

3 育児短時間勤務計画書の記載の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第2条 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の2(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

第1条の4第1号中「第2条第3号イ(ア)」を「第2条第4号イ(ア)」に改める。

第1条の5中「第2条第3号イ(ア)」を「第2条第4号イ(ア)」に、「第2条第3号ア(ア)」を「第2条第4号ア(ア)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び次項の規定 令和4年10月1日

(2) 第2条の規定 令和5年4月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第6号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「育児休業中(以下「育児休業中」という。))」を「育児休業(以下「育児休業」という。))をしてしている」に改める。

第21条第1号中「育児休業中の」を「育児休業をしてしている」に改める。

第23条第1項第5号を次のように改める。

(5) 育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしてしている会計年度任用職員として在職した期間

ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休

業

第25条第2項第4号中「育児休業中の」を「育児休業をしている」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年10月世田谷区規則第119号)の一部を次のように改正する。

別表児童相談所業務手当の部中「490円」を「950円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。(児童相談所業務手当の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の規則の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和43年6月世田谷区規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「より育児休業」を「よる育児休業(以下「育児休業」という。))」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。))

第2条第2項第1号中「前項第2号から第11号まで」を「前項第2号から第12号まで」に改める。

第2条の2中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第4条第1項各号列記以外の部分中「第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては、2分の1日」を「第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第9号及び第10号に掲げる期間にあっては3分の1日」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしてしている職員として在職した期間

ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第3条の2に

世田谷区公報

規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

第4条第1項第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 修学部分休業(法第26条の2第1項に規定する修学部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

(10) 高齢者部分休業(法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

第4条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第4条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に、「職員」を「もの」に改め、同条第5項中「時間又は」の次に「修学部分休業、高齢者部分休業若しくは」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の第4条第4項の規定を適用する。

職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤労手当に関する規則(昭和54年3月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「より育児休業」を「よる育児休業(以下「育児休業」とい

う。)」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)

第2条第2項第1号中「前項第2号から第11号まで」を「前項第2号から第12号まで」に改める。

第2条の2中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第3条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「第11号に掲げる期間にあっては、2日」を「第9号及び第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあっては2日」に改め、「(1日)の次に「(第9号及び第10号に掲げる期間にあっては、3分の2日)」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間

ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

第3条の2第1項中第14号を第17号とし、第8号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 修学部分休業(法第26条の2第1項に規定する修学部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

(10) 高齢者部分休業(法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

第3条の2第1項第6号の次に次の1号

を加える。

(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第3条の2第4項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「ついて」の次に「、修学部分休業若しくは高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第6項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改め、同条第7項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改める。

第4条第2項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の職員の勤労手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則第3条第1項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第3条第1項、第3条の2第4項、第6項及び第7項並びに第4条第2項の規定を適用する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「10分の9から10分の7まで」を「100分の92から100分の75まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第25号の3様式中「続柄」を「関係」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区学童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 世田谷区学童クラブ条例施行規則(平成25年2月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「申請は」の次に「、区長が指定する日までに」を加える。

第9条を次のように改める。

(利用料の納付)

第9条 保護者は、次の各号に掲げる利用期間の区分に応じ、当該各号に定める期日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日。以下同じ。)までに、利用料を納付しなければならない。ただし、区長が必要と認めるときは、別に区長が定める期日までに、利用料を納付しなければならない。

- (1) 4月から6月まで 6月30日
(2) 7月から9月まで 9月30日
(3) 10月から12月まで 翌年の1月4日
(4) 1月から3月まで 2月末日

第10条第2項中「保護者は」の次に「、区長が指定する日までに」を加える。

第14条第1項中「午後7時15分」を「午後7時」に改める。

第15条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「第4条から第12条まで」の次に「(第9条を除く。)」を加え、同条に次の5項を加える。

- 2 条例第12条第2項ただし書に規定する規則で定める日数は、12日とする。
3 条例第12条第3項に規定する規則で定める定員は、40人とする。ただし、月ぎめ利用(条例第12条第2項第1号に規定する月ぎめ利用をいう。以下同じ。)に係る承認のあった児童の人数が40人に満たないときその他区長が必要と認めるときは、この限りでない。
4 区長は、月ぎめ利用又は日ぎめ利用(条例第12条第2項第2号に規定する日ぎめ利用をいう。以下同じ。)に係る承認にあっては、それぞれその申請の順序により承認をするものとする。
5 前項の規定にかかわらず、区長は、月ぎめ利用に係る承認にあっては、その申請に係る児童が小学校1年生である者を優先して承認するものとする。
6 区長は、日ぎめ利用に係る承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

第15条の次に次の1条を加える。(延長利用料の納付)

第15条の2 保護者は、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、延長利用料(条例第13条第1項に規定する延長利用料をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、区長が必要と認めるときは、別に区長が定める期日までに、延長利用料を納付しなければならない。

(1) 月ぎめ利用 次のアからエまでに掲げる利用期間の区分に応じ、当該アからエまでに定める期日

- ア 4月から6月まで 6月30日
イ 7月から9月まで 9月30日
ウ 10月から12月まで 翌年の1月4日

エ 1月から3月まで 2月末日

(2) 日ぎめ利用 次のアからエまでに掲げる利用期間の区分に応じ、当該アからエまでに定める期日

- ア 4月から6月まで 9月30日
イ 7月から9月まで 翌年の1月4日
ウ 10月から12月まで 翌年の2月末日
エ 1月から3月まで 4月30日

第2号様式を次のように改める。

様式省略

第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

様式省略

第2条 世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年12月世田谷区規則第138号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第3号中「喜多見小新BOP学童クラブ」を「芦花小新BOP学童クラブ」に改め、同項第4号中「千歳台小新BOP学童クラブ」を「山野小新BOP学童クラブ」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和4年10月3日から施行する。
2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の第10号様式の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第24号

庁 中 一 般

世田谷区における建築主事の確認等に関する事務の執行順位に関する規程(昭和45年7月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人

第1条中「建築主事が」の次に「行う」を加え、同条の表に次のように加える。

第3順位 都市デザイン課長である建築主事

第2条を次のように改める。

第2条 第1順位の建築主事が出張又は休暇その他事故により不在であるとき(以下「不在であるとき」という。)は第2順位の建築主事が、第1順位及び第2順位の建築主事がともに不在であるときは第3順位の建築主事が確認、検査又は審査をする。

◎世田谷区訓令甲第25号

庁 中 一 般
総合支所
児童相談所
保健所
事業所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: Position and Amount. Includes 国民健康・栄養調査員(医師) 27,800円, 国民健康・栄養調査員(看護師) 14,469円, etc.

附則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第686号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: Item and Content. Includes 事業所の名称 看多機かえりえ成城, 事業所の所在地 東京都世田谷区成城一丁目1番9号, etc.

◎世田谷区告示第687号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第688号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の

指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第689号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第690号

寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託

したので告示する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社アプロード
- (2) 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目11番地金子ビル5階

2 委託期間

令和4年9月1日から同年11月30日まで

◎世田谷区告示第691号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日

世田谷区長 保坂展人

本則の表犯罪被害者等支援相談嘱託員の項を次のように改める。

犯罪被害者等支援 相談嘱託員	月額	71,520円から 156,451円ま での額	14,304円から 31,290円ま での額	85,824円から 187,741円ま での額
-------------------	----	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------

◎世田谷区告示第692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田一丁目475番2の内
- 3 変更の区域
延長 6.89メートル
幅員 0.63メートル
面積 4.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月2日

◎世田谷区告示第693号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目511番12
- 3 変更の区域
延長 7.00メートル
幅員 0.41メートルから
0.54メートルまで
面積 3.14平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和4年9月2日

◎世田谷区告示第694号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1268番26の内
- 3 変更の区域
延長 10.89メートル
幅員 0.17メートルから
0.28メートルまで
面積 2.31平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月2日

◎世田谷区告示第695号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-18
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山七丁目2224番23
- 3 変更の区域
延長 9.95メートル
幅員 0.75メートル

面積 7.49平方メートル

◎世田谷区告示第696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山四丁目367番1の内から367番1の内まで
- 3 変更の区域
延長 20.40メートル
幅員 0.63メートル
面積 12.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第697号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 36-5
(2) 36-5
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区太子堂三丁目68番10の内
(2) 世田谷区太子堂三丁目68番10の内
- 3 変更の区域
(1) 面積 1.65平方メートル
(2) 延長 1.57メートル
幅員 0.00メートルから
0.08メートルまで
面積 0.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第698号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D268-04
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目68番10の内
- 3 変更の区域
延長 4.57メートル
幅員 0.36メートルから
0.40メートルまで

面積 1.74平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和4年9月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月5日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更により廃止する区間
世田谷区喜多見六丁目2655番4地先無番

3 変更により廃止する区域
延長 19.00メートル
幅員 0.05メートルから
1.52メートルまで
面積 27.64平方メートル

4 供用廃止の期日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第700号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月5日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
32-D278-04

2 変更の区間
世田谷区深沢五丁目21番70

3 変更の区域
延長 7.39メートル
幅員 0.13メートルから
0.20メートルまで
面積 1.26平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第701号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月5日
世田谷区長 保坂展人

1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 三井住友カード株式会社
(2) 所在地 東京都江東区豊洲二丁目2番31号

2 指定納付受託者に納付させる歳入手数料

3 指定納付受託者として指定した日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第702号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月5日
世田谷区長 保坂展人

1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社ジェーシービー
(2) 所在地 東京都港区青山五丁目1番22号

2 指定納付受託者に納付させる歳入手数料

3 指定納付受託者として指定した日
令和4年9月5日

◎世田谷区告示第703号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年9月6日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 リビングホームたんぼぼ

2 事業所の所在地 東京都杉並区高円寺北二丁目24番16号滝澤ビル1階

3 事業者の名称 株式会社オンアンドオン

4 指定年月日 令和4年6月1日

5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第704号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和4年9月7日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第705号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和4年9月7日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第706号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目970番11地

先無番

3 変更の区域
延長 13.29メートル
幅員 2.78メートルから
2.83メートルまで
面積 37.23平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年9月8日

◎世田谷区告示第707号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目970番11地先無番

3 変更の区域
延長 0.10メートル
幅員 0.65メートル
面積 0.06平方メートル

◎世田谷区告示第708号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
(1) 41-G130
(2) 41-G131

2 指定する起終点
(1) 世田谷区北烏山一丁目970番53地先無番から970番12地先無番まで
(2) 世田谷区北烏山一丁目966番32地先無番から970番10地先無番まで

3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第709号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
41-Z003

2 区間
世田谷区北烏山一丁目966番32地先無番から970番12地先無番まで

3 廃止の期日
令和4年9月8日

世田谷区公報

◎世田谷区告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山一丁目141番1地先無番の内から141番33の内まで
- 3 変更の区域
延長 18.18メートル
幅員 0.77メートルから0.81メートルまで
面積 14.36平方メートル

◎世田谷区告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区北鳥山七丁目2223番59
- 3 供用開始の区域
延長 10.37メートル
幅員 0.72メートル
面積 7.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
38-6
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂一丁目389番121の内
- 3 変更の区域
延長 9.06メートル
幅員 0.09メートルから0.14メートルまで
面積 1.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原一丁目50番7の内
(2) 世田谷区松原一丁目50番6の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 6.93メートル
幅員 1.04メートルから1.11メートルまで
面積 7.53平方メートル
(2) 延長 9.62メートル
幅員 1.03メートルから1.12メートルまで
面積 10.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢三丁目236番30
- 3 変更の区域
延長 14.53メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目555番103の内
- 3 変更の区域
延長 6.12メートル
幅員 0.26メートル
面積 1.62平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区上馬一丁目555番104の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.08メートル
幅員 0.26メートル
面積 0.02平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第717号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G016
- 2 変更の区間
世田谷区池尻三丁目197番24の内
- 3 変更の区域
延長 5.63メートル
幅員 1.06メートルから1.11メートルまで
面積 6.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目355番1の内
- 3 変更の区域
延長 15.18メートル
幅員 0.66メートルから0.95メートルまで
面積 11.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月9日

◎世田谷区告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ブリッジライフ 武蔵小山
- 2 事業所の所在地 東京都目黒区目黒本町三丁目18番6号S・Iマンション1階
- 3 事業者の名称 株式会社ほっとステーション
- 4 廃止届受理年月日 令和4年8月26日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第720号

令和4年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和4年9月9日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日 令和4年9月20日(火)午後1時
- 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第721号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年9月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハトレイサーサービスアクティブ泊江
- 2 事業所の所在地 東京都泊江市岩戸北二丁目1番16号メゾンドシャルム1階
- 3 事業者の名称 株式会社アクティブライフ
- 4 廃止届受理年月日 令和4年8月29日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 供用開始の区間 世田谷区上馬一丁目577番32
- 3 供用開始の区域 延長 5.87メートル

幅員 0.76メートルから
0.79メートルまで

面積 4.55平方メートル

- 4 供用開始の期日 令和4年9月14日

◎世田谷区告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
 - (3) 28-1
 - (4) 28-1
 - (5) 28-1
 - (6) 28-1
- 2 供用開始の区間
 - (1) 世田谷区大蔵三丁目101番10から5000番69まで
 - (2) 世田谷区大蔵三丁目105番10
 - (3) 世田谷区大蔵三丁目97番23
 - (4) 世田谷区大蔵三丁目110番32
 - (5) 世田谷区大蔵三丁目97番16から97番17まで
 - (6) 世田谷区大蔵三丁目110番33から110番34まで

3 供用開始の区域

- (1) 延長 43.86メートル
幅員 0.00メートルから6.10メートルまで
面積 264.30平方メートル
- (2) 面積 0.98平方メートル
- (3) 延長 167.41メートル
幅員 0.00メートルから6.00メートルまで
面積 981.82平方メートル
- (4) 延長 22.76メートル
幅員 0.00メートルから6.67メートルまで
面積 113.23平方メートル
- (5) 延長 36.00メートル
幅員 0.00メートルから7.35メートルまで
面積 155.42平方メートル
- (6) 延長 27.94メートル
幅員 0.00メートルから3.09メートルまで
面積 43.71平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年9月16日

◎世田谷区告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区北島山六丁目1574番98
- 3 変更の区域

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1
- (3) 28-1
- (4) 28-1

2 供用開始の区間

- (1) 世田谷区大蔵三丁目101番12
- (2) 世田谷区大蔵三丁目川(水-12)先無番Bから102番7まで
- (3) 世田谷区大蔵三丁目103番8から川(水-2)先無番まで
- (4) 世田谷区大蔵三丁目101番9から113番5まで

3 供用開始の区域

- (1) 延長 39.79メートル
幅員 0.00メートルから6.00メートルまで
面積 203.55平方メートル
- (2) 面積 9.84平方メートル
- (3) 延長 41.51メートル
幅員 0.00メートルから6.01メートルまで
面積 270.72平方メートル
- (4) 延長 75.34メートル
幅員 0.00メートルから7.00メートルまで
面積 336.12平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年9月16日

◎世田谷区告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区大蔵三丁目101番13から113番6まで
- 3 変更の区域
 - 延長 166.65メートル
 - 幅員 0.00メートルから1.92メートルまで
 - 面積 166.16平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年9月16日

◎世田谷区告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区北島山六丁目1574番98
- 3 変更の区域

延長 10.44メートル
幅員 0.25メートルから
0.45メートルまで
面積 3.72平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年9月16日

◎世田谷区告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目1029番16
- 3 変更の区域
延長 1.99メートル
幅員 0.27メートル
面積 0.54平方メートル

◎世田谷区告示第728号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目274番12の内
- 3 変更の区域
延長 4.97メートル
幅員 0.15メートル
面積 0.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月20日

◎世田谷区告示第729号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D268-05
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目71番13から71番11まで
- 3 変更の区域
延長 11.19メートル
幅員 0.001メートルから
0.18メートルまで
面積 0.98平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和4年9月20日

◎世田谷区告示第730号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
38-25
- 2 変更の区間
世田谷区船橋五丁目1106番2の内
- 3 変更の区域
延長 5.52メートル
幅員 0.00メートルから
1.58メートルまで
面積 5.77平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月20日

◎世田谷区告示第731号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区成城九丁目1246番1の内
- 3 変更の区域
延長 21.46メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 3.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月20日

◎世田谷区告示第732号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目497番10地先無番
- 3 変更の区域
延長 9.62メートル
幅員 0.54メートル
面積 5.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月20日

◎世田谷区告示第733号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G018
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区奥沢二丁目497番6地先無番から497番15地先無番まで
(新) 世田谷区奥沢二丁目497番6地先無番
- 3 廃止の期日
令和4年9月20日

◎世田谷区告示第734号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G018-02
- 2 指定する起終点
世田谷区奥沢二丁目497番14地先無番から497番15地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第735号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-15
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目854番223
- 3 変更の区域
延長 7.94メートル
幅員 0.74メートルから
1.00メートルまで
面積 8.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月21日

◎世田谷区告示第736号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-52
- 2 変更の区間
世田谷区中町四丁目58番53
- 3 変更の区域
延長 25.10メートル
幅員 0.25メートル
面積 6.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月21日

◎世田谷区告示第737号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D397-06
- 2 変更の区間
世田谷区新町二丁目217番1の内
- 3 変更の区域
延長 14.77メートル
幅員 0.23メートルから
0.27メートルまで
面積 3.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月21日

◎世田谷区告示第738号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷三丁目823番1の内
- 3 変更の区域
延長 7.68メートル
幅員 0.01メートル
面積 0.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月21日

◎世田谷区告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 36-5
(2) 40-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区成城九丁目1246番2の内
(2) 世田谷区成城九丁目1246番2の内
- 3 変更の区域
(1) 面積 0.66平方メートル
(2) 延長 5.92メートル
幅員 0.00メートルから
0.17メートルまで
面積 0.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月21日

◎世田谷区告示第740号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスセンター野の花
- 2 事業所の所在地
東京都調布市仙川町一丁目15番30号南ビル1階
- 3 事業者の名称
合同会社野の花
- 4 廃止届受理年月日
令和4年9月5日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘三丁目1405番73の内から1405番188の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.53メートル
幅員 0.89メートルから
1.10メートルまで
面積 10.63平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月26日

◎世田谷区告示第742号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢七丁目43番41の内
- 3 変更の区域
延長 0.53メートル
幅員 1.29メートル
面積 0.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月26日

◎世田谷区告示第743号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力六丁目5番12の内
- 3 変更の区域
延長 13.03メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月26日

◎世田谷区告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区若林一丁目12番96の内から12番93の内まで
(2) 世田谷区若林一丁目12番96の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 11.73メートル
幅員 0.27メートルから
0.30メートルまで
面積 5.13平方メートル
(2) 延長 5.84メートル
幅員 0.47メートルから
0.48メートルまで
面積 2.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年9月26日

◎世田谷区告示第745号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年9月26日

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	デイサービスこ こいち石岡
2 事業所の所在地	茨城県石岡市柿 岡2314番地13
3 事業者の名称	株式会社いっし ん
4 廃止届受理年月日	令和4年9月5 日
5 サービスの種類	地域密着型通所 介護

◎世田谷区告示第746号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年9月26日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	デイサービスこ こいちひたちな か
2 事業所の所在地	茨城県ひたちな か市大成町49番 14号
3 事業者の名称	株式会社いっし ん
4 廃止届受理年月日	令和4年9月5 日
5 サービスの種類	地域密着型通所 介護

◎世田谷区告示第747号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号	45-G020
2 変更の区間	世田谷区玉川三丁目1651番4の内
3 変更の区域	延長 12.66メートル 幅員 0.62メートル 面積 8.08平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	55-28
--------	-------

2 変更の区間	世田谷区八幡山一丁目112番20
3 変更の区域	延長 20.79メートル 幅員 0.49メートルから 0.50メートルまで 面積 9.54平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区桜新町一丁目3番15の内
3 変更の区域	延長 8.07メートル 幅員 0.87メートルから 0.96メートルまで 面積 7.50平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	(1) 28-1 (2) 60-4
2 変更の区間	(1) 世田谷区喜多見四丁目3394番7地先無番 (2) 世田谷区喜多見四丁目3394番6
3 変更の区域	(1) 延長 14.35メートル 幅員 0.64メートルから 0.74メートルまで 面積 10.88平方メートル (2) 延長 27.44メートル 幅員 0.49メートルから 0.50メートルまで 面積 13.88平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区池尻三丁目360番22の内
3 変更の区域	延長 7.73メートル 幅員 0.68メートルから 0.69メートルまで 面積 5.33平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区等々力二丁目88番5の内
3 変更の区域	延長 16.77メートル 幅員 0.26メートル 面積 4.40平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 供用開始の区間	世田谷区若林三丁目108番57から108番58まで
3 供用開始の区域	延長 14.24メートル 幅員 0.72メートルから 0.73メートルまで 面積 10.76平方メートル
4 供用開始の期日	令和4年9月27日

◎世田谷区告示第754号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	医療法人社団医真 会ケアプランサー ビスセたほ
----------	-------------------------------

<p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区粕谷四丁目19番5号塩原ビル2階</p> <p>3 事業者の名称 医療法人社団医真会</p> <p>4 指定年月日 令和4年10月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第755号</p> <p>世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第37条第1項の規定により、令和4年10月1日から次の区域を自転車等放置禁止区域として指定するので、同条第2項の規定に基づき告示する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>	<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区太子堂四丁目451番76から451番78まで</p> <p>3 供用開始の区域 延長 12.61メートル 幅員 1.63メートル 面積 20.64平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年9月30日</p>												
<p>1 禁止区域の名称 小田急電鉄小田原線・京王電鉄井の頭線下北沢駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>2 指定の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>区域の種類</th> <th>指定の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下58</td> <td>特別区道</td> <td>世田谷区北沢二丁目22番から北沢二丁目23番まで</td> </tr> <tr> <td>下59</td> <td>特別区道等</td> <td>世田谷区北沢二丁目10番から北沢二丁目9番まで</td> </tr> <tr> <td>下60</td> <td>特別区道等</td> <td>世田谷区北沢二丁目6番から北沢二丁目7番まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定日 令和4年10月1日</p> <p>4 指定の区域図 別図のとおり</p> <p>別図省略</p>	整理番号	区域の種類	指定の区域	下58	特別区道	世田谷区北沢二丁目22番から北沢二丁目23番まで	下59	特別区道等	世田谷区北沢二丁目10番から北沢二丁目9番まで	下60	特別区道等	世田谷区北沢二丁目6番から北沢二丁目7番まで	<p>◎世田谷区告示第756号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 49-8</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋二丁目29番3の内から29番15の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 24.96メートル 幅員 0.56メートル 面積 13.66平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年9月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第761号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 43-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水五丁目487番7の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.18メートル 幅員 0.19メートルから0.20メートルまで</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年9月30日</p>
整理番号	区域の種類	指定の区域												
下58	特別区道	世田谷区北沢二丁目22番から北沢二丁目23番まで												
下59	特別区道等	世田谷区北沢二丁目10番から北沢二丁目9番まで												
下60	特別区道等	世田谷区北沢二丁目6番から北沢二丁目7番まで												
<p>◎世田谷区告示第757号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 45-G032</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区玉川三丁目129番1地先無番から129番1地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和4年9月30日</p>	<p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 45-Z022</p> <p>2 区間 世田谷区玉川三丁目146番10地先無番から146番10地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和4年9月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第762号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上祖師谷五丁目1074番37から1074番36まで</p> <p>3 変更の区域 延長 6.47メートル 幅員 0.99メートルから1.00メートルまで</p> <p>面積 6.46平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年9月30日</p>												
<p>◎世田谷区告示第758号</p> <p>区管理水路を次のように廃止するので、</p>	<p>◎世田谷区告示第759号</p> <p>区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 番号 45-Z321</p> <p>2 区間 世田谷区玉川三丁目146番10地先無番から146番10地先無番まで</p> <p>3 用途 区管理水路</p>	<p>◎世田谷区告示第763号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>												

世田谷区公報

<p>1 認定番号 36-5</p> <p>2 変更の区間 世田谷区奥沢七丁目222番2地先無番から222番1地先無番まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.00メートル 幅員 0.60メートル 面積 9.60平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年9月30日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第764号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年9月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号</p>	<p>33-G049</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区奥沢七丁目220番3地先無番から224番1地先無番まで (新) 世田谷区奥沢七丁目220番3地先無番から220番5地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和4年9月30日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第765号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和4年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年9月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 33-G049-01</p>	<p>2 指定する起終点 世田谷区奥沢七丁目222番3地先無番から224番1地先無番まで</p> <p>3 用途 区管理道路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第766号 道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について 令和4年9月30日 世田谷区長 保坂展人 世田谷区道路占用規則（昭和52年10月世田谷区規則第38号）第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和3年9月30日世田谷区告示第755号）の全部を次のように改正する。 ただし、令和4年9月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。 附則 この告示は、令和4年10月1日から施行する。</p>
--	---	---

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和4年10月）

上段=昼間 下段=夜間

歩車道別	工 種			単位	道路掘削復旧監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)		
					A	B	C	A	B	C
車道	1	砂利道	12型	㎡	160	120	110	3,120	2,324	2,247
					210	160	150	4,244	3,142	3,065
車道	2	アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,490	1,110	500	29,749	22,156	9,938
					1,970	1,460	560	39,338	29,149	11,236
車道	3	アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	2,810	2,100	740	56,291	41,913	14,825
					3,820	2,830	830	76,320	56,564	16,691
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	3,630	2,700	1,010	72,589	54,044	20,149
					4,910	3,640	1,150	98,280	72,840	23,007
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	4,540	3,380	1,400	90,796	67,604	28,069
					6,080	4,500	1,600	121,505	90,044	31,964
車道	6	アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	5,230	3,900	1,630	104,673	77,956	32,651
					6,920	5,130	1,800	138,393	102,578	36,033
車道	7	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	20型	㎡	1,860	1,480	450	37,154	29,549	8,994
					2,570	2,020	520	51,469	40,351	10,477
車道	8	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	25型	㎡	2,570	2,040	700	51,406	40,896	13,924
					3,500	2,740	790	69,985	54,874	15,749
車道	9	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	35型	㎡	3,120	2,480	900	62,364	49,602	18,031
					4,240	3,330	1,040	84,821	66,504	20,786
車道	10	インターロッキングブロック舗装		㎡	3,080	2,380	2,100	61,505	47,635	42,048
					3,880	2,970	2,610	77,547	59,354	52,299
車道	11	タイル舗装		㎡	3,620	2,480	同左	72,386	49,599	同左
					5,030	3,350	同左	100,530	66,938	同左
歩道	12	アスファルトコンクリート舗装		㎡	950	710	同左	19,025	14,160	同左
					1,270	940	同左	25,364	18,807	同左
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)		㎡	1,530	1,140	同左	30,600	22,789	同左
					2,050	1,520	同左	41,051	30,425	同左
歩道	14	コンクリート平板舗装		㎡	1,960	1,460	同左	39,196	29,182	同左
					2,450	1,820	同左	49,058	36,360	同左
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装		㎡	1,840	1,310	同左	36,884	26,258	同左
					2,310	1,640	同左	46,145	32,804	同左
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)		㎡	2,290	1,640	同左	45,807	32,891	同左
					2,880	2,070	同左	57,611	41,313	同左

歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部	㎡	3,150	2,280	同左	62,967	45,600	同左
				4,130	2,990	同左	82,560	59,716	同左
歩道	18	歩道タイル舗装	㎡	3,480	2,190	同左	69,671	43,829	同左
				4,760	2,900	同左	95,254	58,092	同左
歩道	19	歩道乗入れ舗装 (セメコン) 30型	㎡	2,940	2,190	同左	58,789	43,778	同左
				4,250	3,150	同左	85,036	63,022	同左
歩道	20	歩道乗入れ舗装 (セメコン) 40型	㎡	3,580	2,670	同左	71,585	53,302	同左
				5,170	3,830	同左	103,342	76,582	同左
歩道	21	歩道乗入れ舗装 (アスコン) 35型	㎡	3,000	2,240	同左	60,098	44,749	同左
				4,080	3,030	同左	81,644	60,513	同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装 (アスコン) 50型	㎡	4,310	3,210	同左	86,269	64,233	同左
				5,750	4,260	同左	114,993	85,222	同左
その他	23	街きょ	m	4,630	3,450	2,770	92,520	68,902	55,342
				5,770	4,280	3,300	115,440	85,560	65,956
その他	24	L形側溝	m	2,810	2,090	同左	56,127	41,793	同左
				3,870	2,870	同左	77,313	57,305	同左
その他	25	U形側溝	m	2,810	2,090	同左	56,127	41,793	同左
				3,870	2,870	同左	77,313	57,305	同左
その他	26	歩道止石	m	1,810	1,350	同左	36,284	27,022	同左
				2,560	1,900	同左	51,153	37,920	同左
その他	27	境石	m	1,250	930	同左	25,080	18,676	同左
				1,780	1,320	同左	35,629	26,400	同左
その他	28	区画線 幅15cm	m	50	40	同左	1,036	764	同左
				70	50	同左	1,320	971	同左
その他	29	舗装切断 厚さ15cm以下	m	110	70	同左	2,289	1,451	同左
				150	90	同左	3,023	1,835	同左
その他	30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下	m	280	180	同左	5,598	3,515	同左
				350	210	同左	7,025	4,193	同左
その他	31	公共基準点復旧 2級点 (測量費)	個	20,400	同左	同左	422,164	同左	同左
				20,400	同左	同左	422,164	同左	同左
その他	32	公共基準点復旧 3級点 (測量費)	個	7,840	同左	同左	166,521	同左	同左
				7,840	同左	同左	166,521	同左	同左

- 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難いものについては別途算出した単価による。
 - 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの
 - 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの
 - 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの
- 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。
- 本表は令和4年10月1日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

◎世田谷区告示第767号

世田谷区みどりの基本条例 (平成17年3月世田谷区条例第13号) 第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年9月30日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第768号

令和4年9月30日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 令和4年度世田谷区一般会計補正予算 (第3次)

2 令和4年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算 (第1次)

3 令和4年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算 (第1次)

4 令和4年度世田谷区介護保険事業会計補正予算 (第1次)

5 令和4年度世田谷区学校給食費会計補正予算 (第2次)

別添省略

公 告

◎世田谷区公告第71号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月13日

世田谷区長 保坂展人	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城五丁目607番4 607番8 607番9 607番10	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

◎世田谷区公告第72号

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第6条第1項及び附則第7条の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。

世田谷区公報

令和4年9月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者
世田谷区内に居住する5歳上の者(以下「対象者」という。)
- 3 予防接種を行う期間
令和4年9月13日から同年9月30日まで
- 4 予防接種を行う場所
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 5 予防接種を行う医師の氏名
前項に規定する指定医療機関において掲示する。
- 6 使用するワクチン
 - (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)
(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する予防接種(予防接種法附則第7条第1項に規定する予防接種をいう。以下同じ。)並びに12歳以上18歳未満の者及び18歳以上60歳未満の者(基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。))に規定する基礎疾患をいう。)を有する者その他の新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者、医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。)である者及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。)である者を除く。以下「基礎疾患を有しない者等」という。)に対する第二期追加接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第9条に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。)においては、使用しない。)
 - (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)
(武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する初回接種(予防接種実施規則附則第7条に規定する初回接種をいう。以下同じ。)、18歳未満の者に対する第一期追加接種(同規則附則第8条に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。)並びに18歳未満の者及び基礎疾患を有しない者等に対する第二期追加接種においては、使用しない。)
 - (3) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)
(ファイザー株式会社が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象

- 者のうち12歳未満の者に対する初回接種及び第一期追加接種並びに対象者のうち1回目接種時に12歳未満であった12歳以上の者に対する2回目接種においてのみ使用する。)
- (4) 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(武田薬品工業株式会社が令和4年4月19日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する初回接種、18歳未満の者に対する第一期追加接種及び第二期追加接種においては、使用しない。)
 - 7 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる者
 - (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかなる者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
 - 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

◎世田谷区公告第73号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第25条第1項の規定によりニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 理事長の氏名
菊地 敏文
- 2 理事長の住所
世田谷区赤堤三丁目33番3号

◎世田谷区公告第74号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和4年9月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画が定められた年月日
令和4年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
世田谷区
- 3 調査地域
世田谷区喜多見六丁目の一部
世田谷区若林一丁目の一部
世田谷区赤堤二丁目の一部
- 4 調査面積
0.12平方キロメートル
- 5 調査内容
地籍調査
- 6 調査期間
令和4年9月16日から令和5年3月10日まで

◎世田谷区公告第75号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月27日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区船橋三丁目358番4 358番25	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 五十嵐 秀

◎世田谷区公告第76号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、インフルエンザ予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。

令和4年9月30日
世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ予防接種
- 2 予防接種の対象者
別紙のとおり
- 3 予防接種を行う期間
別紙のとおり
- 4 予防接種を行う医師の氏名及び場所
別紙のとおり
- 5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第77号

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。

令和4年9月30日
世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る

<p>予防接種</p> <p>2 予防接種の対象者 世田谷区内に居住する5歳以上の者</p> <p>3 予防接種を行う期間 令和4年9月30日から令和5年3月31日まで</p> <p>4 予防接種を行う場所 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関</p> <p>5 予防接種を行う医師の氏名 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの</p> <p>6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 別紙のとおり</p> <p>7 予防接種を受けることが適当でない者 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者 (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>8 接種の判断を行うに際して注意を要する者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者</p> <p>別紙 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「省令」という。)附則第7条第1項に規定する初回接種をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世田谷</p>	<p>区内に居住する5歳以上の者をいう。以下同じ。)のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種(省令附則第8条第1項に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。)、第二期追加接種(省令附則第9条第1項に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。))又は令和四年秋開始接種(省令附則第10条第1項に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。)を受けたものを除く。)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。)</td> <td>12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。以下「モデルナ(従来型)」という。)</td> <td>12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)</td> <td>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</td> </tr> <tr> <td>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。以下「ノババックス」という。)</td> <td>12歳以上の者</td> </tr> </table> <p>2 第一期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けたものを除く。)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ファイザー(従来型)</td> <td>12歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>モデルナ(従来型)</td> <td>18歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>ファイザー(5歳~11歳用)</td> <td>12歳未満の者</td> </tr> <tr> <td>ノババックス</td> <td>18歳以上の者</td> </tr> </table> <p>3 第二期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄</p>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。)	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。以下「モデルナ(従来型)」という。)	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。以下「ノババックス」という。)	12歳以上の者	ファイザー(従来型)	12歳以上の者	モデルナ(従来型)	18歳以上の者	ファイザー(5歳~11歳用)	12歳未満の者	ノババックス	18歳以上の者	<p>に掲げる者(既に令和四年秋開始接種を受けたものを除く。)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ファイザー(従来型)</td> <td>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。))及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。)</td> </tr> <tr> <td>モデルナ(従来型)</td> <td>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者等並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</td> </tr> </table> <p>4 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)</td> <td>18歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むものに限る。)</td> <td>12歳以上の者</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">規 則 (教)</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年9月30日 世田谷区教育委員会</p> <p>世田谷区教育委員会規則第11号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第12号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第13号 幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則</p>	ファイザー(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。))及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。)	モデルナ(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者等並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。)	12歳以上の者																									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。以下「モデルナ(従来型)」という。)	12歳以上の者																									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者																									
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。以下「ノババックス」という。)	12歳以上の者																									
ファイザー(従来型)	12歳以上の者																									
モデルナ(従来型)	18歳以上の者																									
ファイザー(5歳~11歳用)	12歳未満の者																									
ノババックス	18歳以上の者																									
ファイザー(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。))及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。)																									
モデルナ(従来型)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者等並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)																									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18歳以上の者																									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であつて、トジナメラン及びビルトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者																									

の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「もの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の6の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、「再任用職員」にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあっては「を削り、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2項中「後8週間」を「以後1年」に改め、同条第4項及び第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の2第3項及び第5項並びに第29条の3第3項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条の2（見出しを含む。）中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条後段を削る。

別表第1中「第13条、第14条の6関係」を「第13条関係」に改める。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。（経過措置）

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により

採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第28号）附則第5条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の6第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の6第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第28号）附則第5条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「より育児休業」を「よる育児休業（以下「育児休業」という。）に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第2条第2項第1号中「前項第2号から第12号まで」を「前項第2号から第13号まで」に改める。

第3条第7号を次のように改める。

(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第5条第1項各号列記以外の部分中「第10号」の次に「及び第11号」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であっ

て、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第5条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項」に、「職員」を「もの」に改め、同条第5項中「又は育児休業法」を「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児休業法」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の第5条第4項の規定を適用する。

幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「より育児休業」を「よる育児休業（以下「育児休業」という。）に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第2条第2項第1号中「前項第2号から第12号まで」を「前項第2号から第13号まで」に改める。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職

した期間

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「もって1日(第10号)の次に「及び第11号」を加え、「第14号」を「第15号」に改め、「(1日(第10号)の次に「及び第11号」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間

ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

第5条第1項中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「修学部分休業により勤務しない時間」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第6項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改め、同条第7項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」に改める。

第6条第2項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務職員に係る算

出率」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則第4条第1項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。

告示(選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和4年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和4年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和4年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,470
6分の1の数	128,910
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,576

◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の

抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和4年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告示(農)

◎世田谷区農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第26回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年9月12日

世田谷区農業委員会会長

六戸幸男

- 開催日時 令和4年9月15日(木) 午後3時00分
- 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について